

議案第41号

所沢市交通災害共済条例の一部を改正する条例制定について

所沢市交通災害共済条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成29年 6月 9日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

非常災害に起因して発生した交通事故に係る見舞金の支給の制限、不正の手段により支給を受けた者に対する見舞金の返還等について必要な事項を定めるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市交通災害共済条例の一部を改正する条例

所沢市交通災害共済条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に改める。

第8条第1項中「第3条第1項に規定する」及びただし書を削り、同条第3項中「第3条第2項に規定する」を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「共済見舞金」を「見舞金」に、「事故」を「交通事故」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（支給の制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共済見舞金及び特別見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しない。

(1) 交通事故が会員の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 地震、洪水、暴風その他の非常災害に直接起因した交通事故により災害を受けたとき。

2 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者がいるときは、その者に対して当該見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通事故（所沢市交通災害共済条例第2条に規定する交通事故をいう。）

以下同じ。)に係る共済見舞金及び特別見舞金の支給について適用し、同日前に発生した交通事故に係る共済見舞金及び特別見舞金の支給については、なお従前の例による。